

草津市議会基本条例の概要

条例制定の経緯 (前文より)

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定や自己責任の範囲がより一層拡大する中で、草津市の議事機関である草津市議会の果たす役割は大きくなっています。

議会は、執行機関である市長と緊張関係の下で二元代表制の一翼を担い、市民の代表として、多様な意見をくみ取りながら、自由闊達な討議を重ね、最良の意思を決定し、市民に信頼される議会を目指さなければなりません。

地方自治の本旨に基づき、豊かな草津市を実現するため、掲げた役割と目的を達成することを決意し、草津市議会基本条例を制定します。

条例の構成

第1章 総則

第1条 目的

草津市の議事機関である議会の役割を明らかにし、議会運営の基本事項を定めることにより、議会や議員の活動の活性化や充実を図り、もって市民福祉の向上や市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会および議員の基本原則

第2条 議会の役割 (草津市自治体基本条例で定めた内容を反映)

- ① 市民の代表である議員により構成する議事機関として、議決の権限を行使し、市の意思決定を担う。
- ② **市民に開かれた議会**を基本とし、市民にわかりやすい情報の発信に努めるとともに、市民が議会に参加する機会の拡充に努める。
- ③ 市の課題の提起および解決に向けた**政策の立案や提言**を積極的に行うために、議員間で十分に議論し、議会としての合意形成を図る。
- ④ **行政運営の状況を監視・評価**し、適正に執行が実施されるよう努める。
- ⑤ ①～④の**議会機能を充実**させるため、議会運営の改革を継続的に行うとともに、積極的な調査研究活動に努める。

第3条 議員の活動原則

- ①市民全体の福祉向上、政治倫理規準を遵守
- ②議員間の自由な討議を尊重
- ③市民への説明責任、市民の意見を市政に反映
- ④不断の研さん、誠実かつ公正に職務を遂行

第4条 議長および副議長

中立公平、秩序保持、民主的な運営

第3章 市民に開かれた議会

第5条 市民への情報公開、情報発信

- ①本会議・委員会の原則公開、市民の傍聴等を促進
- ②議会活動の情報を速やかに、わかりやすく発信
- ③付託議案の審査の過程や論点等を明らかに

第6条 多様な市民参加、市民との連携

- ①市民との意見交換、市民意見を政策立案に反映
- ②請願の審査において必要に応じ請願者に意見を聴く
- ③公聴会制度および参考人制度を活用

第7条 議会報告会 **主な取り組み 1**

第4章 政策の立案や提言を行う議会

第8条 討議する議会

- ①議員間の十分な討議、合意形成、市民への説明責任
- ②議員間の討議を中心とした会議運営

第9条 政策立案、政策提言

- ①条例提案、議案修正、決議等に向けた政策立案、市長等に対する政策提言
- ②議員研修の充実強化

第10条 専門的知見の活用

- ①専門的事項に係る調査を活用し、討議や審査に反映
- ②必要に応じて学識経験者等による調査機関を設置

第11条 政策討論 **主な取り組み 2**

第5章 行政の監視や評価を行う議会

第12条 監視機能と審査機能の強化

- ①議員と市長等との緊張関係を保持
- ②市政上の課題を質問し、質問の論点・争点を明確化
- ③委員会の専門性や特性を活かした適切な運営

第13条 反問権

主な取り組み3

第14条 重要政策等の論点に関する情報の提供

市長等に重要政策等の論点に関する情報提供を要請

第15条 議決事件

草津市総合計画基本構想と基本計画の一部（方針、施策）を議決事件に追加

第16条 評価機能の強化

予算・決算の審査等において事業の評価に努める

第6章 議会の機能向上

第17条 議会改革の推進

議会制度の法改正や議会改革の継続的な推進の点から必要があるときは、組織を設置し、調査検討を実施

第18条 議会の調査研究体制の充実強化

- ①政務活動費を活用した積極的な調査研究
- ②議会図書室の充実
- ③大学等研究機関との連携、議会事務局の体制整備

第7章 議員定数、議員報酬

第19条 議員定数

第20条 議員報酬

第8章 他の条例との関係、見直し手続

第21条 他の条例との関係

第22条 見直し手続

こんなことに取り組みます！

1 議会報告会

市政の監視や議会活動について市民のみなさんに直接、わかりやすく報告するとともに、市民のみなさんのご意見をお聞きし、議会や議員の政策提案などに反映させるために、定期的を開催します。



2 政策討論

市政の重要な施策や課題などについて、議員が議案を提出するなどの政策提案や市長への政策提言をより活性化させるために、全議員で討論を行い、議会内での共通認識や合意形成を図ります。



3 反問権

本会議や委員会での審議内容をより深めるために、市長等の答弁者は、議員の質問の論点や根拠等を明確にするための反問をすることができるようにします。

